

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員 基本報酬、退職手当、通勤手当、扶養手当、地域手当

(2) 非常勤の役員 報酬等を支給しない

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任したものに限り、支給する。

(基本報酬)

第3条 常勤の役員の年間基本報酬は、総額1400万円を上限とし、次のとおり定められた額とする。

{(ア×12) + (ア×イ×ウ)}

ア 別表第1に定める下限から上限の範囲内で設定する月額基本報酬

イ 「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四(期末手当)及び第十九条の七(勤勉手当)(特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員のもの)」により定められた支給割合

ウ 別表第2に定める評価割合

2 前項に定める月額基本報酬の次年度昇給額及び評価割合は、毎年度末に当該年度を対象期間とした評価を実施し、決定する。評価プロセスは次のとおりとする。

ア 期首に個人目標とコンピテンシーの2項目で目標を設定し、別紙「人事評価シート」に詳細を定める。

イ 期末に自己評価及び他の常勤役員による評価を実施し、5段階の総合評価「S A+ A B C」を定め、人事委員会に提出する。

ウ 人事委員会は、イを踏まえて総合評価案を決め、理事会に提案する。

エ 理事会で人事委員会の提案を審議の後、社員総会で決定する。

3 前項の総合評価を踏まえた月額基本報酬の昇給額は、別表第3に定める。

4 月額の報酬は、第1項で決定した基本報酬額を12で除した額に、第6条及び第7条で規定する扶養手当、地域手当を加えた額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

5 第1項、2項の規定にかかわらず、業績により報酬を減額することがある。

(退職手当の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する退職手当の額は、次の事由により退任する場合、別表第4に定める退職金支給額表の支給額に1.5を乗じた額の退職金を支給する。

- (1) 会社の都合による解任
 - (2) 業務上の事由による傷病
 - (3) 死亡
- 2 前項各号以外の事由により勤続2年以上にて退任するときは、別表第1に定める退職金支給額表の通り退職金を支給する。
- 3 勤続年数の計算は、次の通りとする。
- (1) 勤続年数は役員就任日より退任日までとし、暦日によって計算する。
 - (2) 勤続年数に1年未満の端数があるときは、未満は切り捨てるものとする。
 - (3) 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員には、自宅から勤務地までの合理的な経路による公共交通機関の最長期の通勤定期代金を当該定期の期間で除した額を通勤手当として支給する。ただし、自宅から勤務地までの合理的な経路による公共交通機関の往復費用に当該月の勤務日数を乗じた額の方が低い場合は、低い方の金額とする。

- 2 1キロメートル未満の距離の交通には通勤手当を支給しない(次項の駐輪場代は除く)。
- 3 徒歩又は自転車による通勤には通勤手当を支給しない。ただし、自転車通勤で駐輪場が必要な場合、当該料金を支給する。
- 4 自動車による通勤は認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、常務会の承認により自動車による通勤を認めることがある。その場合の通勤手当の額は次の金額を合計した額とする。
 - (1) $10円 \times$ 自宅から勤務地までの合理的な経路によるキロ数 \times 勤務日数(ただし週5日以上勤務する役員の勤務日数は当該月の勤務日数にかかわらず一律に20日とする。)
 - (2) 勤務地から2キロメートル以内の駐車場の料金
- 5 通勤手当の上限は月額3万円とする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養家族のある常勤の役員に対して支給する。

- 2 前項の扶養家族とは、次に定める者で他に生計の途がなく、主としてその役員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳未満の子
 - (3) 満22歳未満の孫
 - (4) 満60歳以上の父母および祖父母
 - (5) 満22歳未満の弟妹

(6) 心身に障害又は疾病があり扶養が必要な者

3 前項の満22歳未満の扱いは、満22歳に達した日以降の最初の3月31日までは扶養家族とする。

4 扶養手当の月額、別表第5の通り支給する。

(地域手当)

第7条 地域手当の月額は、別表第6に掲げる地域で勤務する常勤の役員に、同表の通り支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した後6か月以内

2 報酬等は、通貨をもって本人(死亡によって退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第9条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(附則)

第11条 この規程は総会の議決により成立し、発効する。

2 この規程の改廃は総会の議決に基づく。

3 この規程は、2020年12月22日に改定し、同日施行する。

別表第1（月額基本報酬）単位：円

下限	上限
325,000	377,500

別表第2（評価割合）単位：%

総合評価	評価割合
S	110%
A+	105%
A	100%
B	95%
C	90%

別表第3（月額基本報酬昇給額）単位：円

区分	区分毎の 月額基本給	評価別月額基本報酬昇給額				
		S	A+	A	B	C
上位	359,500～377,500	9,000	6,000	4,500	1,500	0
下位	325,000～359,499	12,000	8,000	6,000	2,000	0

別表第4（退職金支給額表）単位：円

勤続年数	退職金	勤続年数	退職金	勤続年数	退職金
2	304,000	18	4,614,000	34	8,922,000
3	574,000	19	4,883,000	35	9,192,000
4	843,000	20	5,152,000	36	9,461,000
5	1,112,000	21	5,421,000	37	9,730,000
6	1,382,000	22	5,690,000	38	10,000,000
7	1,651,000	23	5,960,000	39	10,268,000
8	1,920,000	24	6,229,000	40	10,538,000
9	2,190,000	25	6,498,000	41	10,807,000
10	2,459,000	26	6,768,000	42	11,076,000
11	2,728,000	27	7,037,000	43	11,346,000
12	2,998,000	28	7,306,000	44	11,615,000
13	3,267,000	29	7,576,000	45	11,884,000
14	3,536,000	30	7,845,000	46	12,154,000
15	3,806,000	31	8,114,000	47	12,423,000

16	4,075,000	32	8,384,000	48	12,692,000
17	4,344,000	33	8,653,000		

別表第5（扶養手当）単位：円

区分	支給額
(1) 配偶者	6,500
(2) 満22歳未満の子	10,000
満22歳未満の子のうち、16歳年度初め～22歳年度末	加算 5,000
(3) 満22歳未満の孫	6,500
(4) 満60歳以上の父母および祖父母	6,500
(5) 満22歳未満の弟妹	6,500
(6) 心身に障害又は疾病があり扶養が必要な者	6,500

別表第6（地域手当）単位：円

勤務地域	支給額
東京都特別区	月額基本報酬×20%
大阪市、横浜市	月額基本報酬×16%
さいたま市、千葉市、名古屋市	月額基本報酬×15%
神戸市	月額基本報酬×12%
水戸市、大津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市	月額基本報酬×10%
仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市	月額基本報酬×6%
札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市	月額基本報酬×3%

※月額基本報酬とは、第3条1項アで規定する「職務の級・号俸の額」

※主な地域のみ記載。その他地域は、人事院規則九一四九（地域手当）別表第一を参照。